

「特定多国籍企業グループ等報告事項等の記載要領」の改訂について

「特定多国籍企業グループ等報告事項等の記載要領」について、2025（令和 7）年 1 月に OECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」において承認された GloBE Information Return（GIR）のデータポイント（Annex A1. Data points）及び説明ガイダンス（Annex A2. Explanatory guidance）の公表等を踏まえ、次の改訂を行いました。なお、令和 6 年 4 月 1 日以後に開始する対象会計年度分の特定多国籍企業グループ等報告事項等について、改訂後の「特定多国籍企業グループ等報告事項等の記載要領」によってください。

1 「Ⅱ 特定多国籍企業グループ等報告事項等」に係る改訂

- (1) 表 2.1 及び表 3.1 について、課税権を有する国又は地域の租税に関する法令の規定に基づく国別実効税率の計算結果等がモデルルール等に基づく計算結果等と異なる場合における計算結果等の差異を報告するための記載欄を追加しました。
- (2) 表 2.2.2 について、連結除外構成会社等に係る収入金額等に関する適用免除基準（法人税法第 82 条の 2 第 7 項、法人税法施行令第 155 条の 55 第 3 項）を適用する場合において連結除外構成会社等以外の構成会社等の収入金額等を報告するときにも記載することとしました。
- (3) 表 3.2.2.1.a について、法人税等調整額のうち、連結等財務諸表における資産又は負債の額と各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の計算における資産又は負債の額とが異なるものに係る繰延税金資産又は繰延税金負債を報告するための記載欄を追加しました。
- (4) 表 3.2.2.2 について、取戻繰延税金負債の取扱いの明確化に伴い、同表を表 3.2.2.2.a 及び表 3.2.2.2.b の 2 表に改組しました。
- (5) 表 3.2.4.2.c について、基準税率を上回る適用税率により算出された繰延税金資産若しくは繰延税金負債又は基準税率を下回る適用税率により算出された繰延税金資産に係る調整（法人税法施行規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号イ又はロ）に係る調整額の記載欄を追加しました。
- (6) その他 GIR のデータポイントの公表に伴う改訂及び文言の整理を行いました。

2 「Ⅲ 特定多国籍企業グループ等報告事項等の記載要領」に係る改訂

- (1) 表 1.3.2.1 について、構成員によってその類型が異なることとなる構成会社等又は共同支配会社等の記載方法の明確化を行いました。
- (2) 表 3.2.2.1.a 及び表 3.2.4.2.c の法人税等調整額に係る調整項目について、基準税率を上回る適用税率により算出された繰延税金資産若しくは繰延税金負債又は基準税率を下回る適用税率により算出された繰延税金資産に係る調整（法人税法施行規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号イ又はロ）を行う前の金額により調整額を記載することとしました。

- (3) 移行期間報告簡素化措置 (3.2.4. a) を適用する場合の表 3.2.4. 1. a、表 3.2.4. 2. a 及び表 3.2.4. 2. c の記載方法について、一部の欄を除き記載不要とするとともに、一部の欄については調整額を純額により記載することとしました。
 - (4) 連結納税グループ等に係る合算報告措置 (3.2.4. b) について、その適用要件を適正化するとともに、連結納税グループ等に属する構成会社等又は共同支配会社等のうちに他のサブグループに属するものがある場合の記載方法を追記しました。
 - (5) その他上記 1 の改訂に伴う記載要領の追加及び改訂並びに GIR の説明ガイダンスの公表に伴う改訂及び文言の整理を行いました。
- 3 上記 1 及び 2 の改訂のほか、令和 7 年度税制改正における各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の創設に伴う用語の修正等の所要の改訂を行いました。